

明治期の祭祀制度

竹内 雅之

本発表では、明治初年から大正初年までの神社祭祀制度の変遷を考察することにより、数多い神社の祭祀が、どのように区別されてきたのかを確認したい。

まず始めに、神社祭祀および祭式・行事・作法が大正三年から現在まで連続していることを示す。その根拠として、戦前においては祭祀関連法令、戦後においては神社本庁の祭祀関連規程の類似性である。戦前の法令とは明治末から大正初年にかけて制定された以下の祭祀関連法令である。

・官国幣社以下神社祭祀令(大正三年一月勅令第十号、以下「神社祭祀令」)

・官国幣社以下神社祭式(大正三年三月内務省令第四号)

・神社祭式行事作法(明治四十年六月内務省告示第七十六号)

右の三法令により明治維新以来の神社祭祀法令が整備されたと考えられている。いわば近代の神社祭祀制度の到達点である。戦後は、神社が国家の管理を離れたため神社本庁において神社祭祀規程が制定された。現行の規程を以下に示す。

・神社祭祀規程(昭和二十七年二月規程第十一号、改正平成一八年一〇月)

・神社祭式(昭和二十三年五月規程第九号、改正平成二〇年六月)

・神社祭式行事作法(昭和二十三年五月規程第十号、改正平成

二〇年六月)

神社祭祀令では、祭祀が大中小に明確に区分され、式次第・祝詞・神饌からなる神社祭祀の構造がみてとれる。しかし神社祭祀に関する、初の包括的法令、明治八年制定の式部寮達「神社祭式」は個別祭祀の寄せ集めといった印象である。ここで、社格との関係、および、祭祀の区分の仕方、に着目してみよう。明治六年の式部寮達番外「官幣諸社官祭式」は、祭祀に関する記述がない一方、唯一の祭式が定められ、その構成要素が式次第・祝詞・神饌となっている。明治八年になると、祭祀・祭式がはじめて統合され、式部寮達「神社祭式」として制定された。式部寮達「神社祭式」は、その上表文にあるように「古ヲ稽ヘ今ヲ酌ミ其虚飾ヲ去リ其誠信ニ基」く精神が表明され、これが神社祭祀の基本法であることを示している。この式部寮達「神社祭式」において「祭祀の区分」は明確ではない。しかし、地方長官が祝詞を奏上するのは官幣社の例祭だけなので、例祭が、最も重い扱いを受けていたということができる。また社格により神饌の台数を区別していた。この区別は明治五年五月に式部寮の伺いにより、祭典幣帛神饌料の金納が検討され、七月に認可された際に、社格によって、金額が差別化されたのが始まりである。

明治二十七年には、内務省訓令第三百二十七号「官国幣社以下神社ノ祭祀区分ノ件」をもって神社祭祀が大祭と「公式ノ祭祀」に区分された。先行研究によると、当該訓令は、同年に勅令として制定された服制との関連が指摘されている。本発表では、勅令の背後に、神官・神職の服装の紊れについて、明治天

皇が宸襟を悩まされたことを付け加えた。しかし、当該訓令は、すべての神社祭祀を網羅するものではなかった。また明治三十三年、皇典講究所に礼典調査会が設置された。その報告書、『神社祭祀作法取調案』によると、祭祀が左のごとく分類されていたと推測される。つまり、これは神社祭祀令の原案ともいえる。

【大祭】例祭式・祈年祭式・新嘗祭式・遷座式・遷座奉幣式・臨時奉幣式

【中祭】一日祭式・元始祭式・紀元節祭式・天長節祭式・大祓式など

【小祭】孝明天皇祭遙拝式・神武天皇祭遙拝式・神嘗祭遙拝式
本発表では、社格と「祭祀の区分」の二軸から神社祭祀が規定されていることを示したが、「祭祀の区分」の変遷については、さらなる研究を要する課題である。

〈聖なる皇族〉と宮内省

——宮内庁所蔵公文書の分析から——

茂 木 謙 之 介

近代天皇制の問題は〈近代日本〉について考える際に不可避のテーマであると共に、近年メディアを賑わせた皇位継承問題等からも明らかなように現代日本社会までも射程に入れる問題系である。戦後直後の丸山真男から九〇年代の安丸良夫の研究に代表されるように、近代天皇制に係わる研究は様々の〈大

きな物語〉を形成してきた。

この問題について、これまで発表者は天皇神格化の言説が高揚した昭和戦前・戦中期において、天皇の血族である皇族がいかに表象され、天皇神格化のメカニズムにかかわっていたのかについて、主に地域社会において展開された表象に焦点を当てて分析を行ってきた(拙稿「〈聖なる皇族〉研究序説―昭和戦前・戦中期宮城県(御成)の報道を事例に―」(『東北宗教学』第五号、二〇〇九)、「地域社会の皇族表象―昭和十年代・青森県を事例に―」(『東北文化研究室紀要』第五二集、二〇一一)、「雑誌メディアに於ける皇族表象―十五年戦争期『家の光』を事例に―」(『論集』第三七集、印刷中)を参照)。その中で当該時期の地域社会では皇族を〈現人神〉天皇と重ねあわせて表象し、崇敬するモメントが確認された。これは従来の天皇神格化および天皇崇敬に関する先行研究(新田均『『現人神』「国家神道」という幻想 近代日本を歪めた俗説を糾す」(PHP研究所、二〇〇三)、島園進『国家神道と日本人』(岩波新書、二〇一〇)等を参照)や近代日本史学において近年盛んな皇族研究(古川隆久『皇紀・万博・オリンピック 皇室ブランドと経済発展』(中公新書、一九九八)、小田部雄次『皇族』(中公新書、二〇〇九)等を参照)では看過されている問題である。

そのような中で本発表は、当該時期に皇族の統括を担った宮内省の公文書を、とくに経年変化に着目しつつ精査することで、皇族表象をめぐる宮内省のスタンスと、そこから逆照されてくる当時の人びとの皇族観を明らかにすることを目的とする。現在宮内庁書陵部に所蔵されている史料群のうち、本発表